

# 小牧市債権回収基本方針

## 1 目的

市民負担の公平性、行政への信頼確保、財政基盤の強化という観点から、市債権の適正な管理を徹底し、収入未済額の縮減に取り組んでいくための指針とする。

## 2 基本的な考え方

「小牧市債権回収対策本部」を中心に関係部署の緊密な連携と債権回収体制の強化を図るとともに、負担能力がありながら納付に誠意のない滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処するという基本姿勢を、すべての市債権を通して徹底する。

## 3 取り組み

### (1) 収納率の向上、収入未済額の縮減

- ・ 現年分徴収の早期対応、納期内納付の徹底を図る。
- ・ 主要な債権については、収納率、収入未済額の縮減率などの目標値を設定し、全庁的な連携を図る中で、収納率の向上、収入未済額の縮減を図る。

### (2) 未収債権の適正な管理

- ・ 債権管理マニュアルを策定し、より適正な債権管理を行う。
- ・ 債権管理条例の制定などを検討し、必要な条例・規則等の整備を行う。

### (3) 厳正な滞納処分、法的措置の実施

- ・ 自力執行権のある公債権については、負担能力のある滞納者に対して、財産調査を行い、差押え、換価などの滞納処分を厳正に執行する。
- ・ 自力執行権のない公債権、私債権については、資力調査などの方策を検討し、負担能力のある滞納者に対して、支払督促などの法的措置を実施する。

### (4) 債権回収のための環境整備

- ・ 支払督促手続きなど、債権回収マニュアルを策定する。
- ・ 全庁的な債権回収研修会を実施する。